

1 章 平常時の備え

全国のため池の管理者にお聞きした事例から、豪雨・洪水及び少雨・渇水による被害を減らすために日常的に行われている「平常時の備え」について紹介します。また、事例収集を通じて多くの管理者が重要と考えていることが明らかとなった事項について、「特に重要な点」として解説を加えました。

なお、記載した項目は、5章の事例集から抜粋したものですので、必要な対策を全て網羅したものではありません。

1－1. 事例からみた平常時の備え

(1) 情報収集

- 中長期的な降雨の傾向を調べるため、気象庁から発表される長期予報（1ヶ月予報、3ヶ月予報、寒・暖候期予報）に着目している。
- 気象庁や都道府県の防災気象情報（無料）をインターネットや携帯電話、テレビのデータ放送等から入手することで、より具体的な情報を入手している。
- 局地的な集中豪雨が増えていることから、民間気象会社による情報提供サービス（有料）を利用し、現地のよりきめ細かな情報を得ている。
- 注意喚起メールが、管理者の携帯電話へ一斉配信されるようにしている。
- 用水管理システム（テレメーター）を導入し、気象データやため池の水位等を監視している。

(2) 体制づくり、資材整備

- 連絡体制、協力体制（緊急時の応援人員等）、マニュアル等の整備を行うことで、緊急対応できる体制を整えている。

- ため池の用途が観光や養殖など多目的であり、複数の管理者が協力して管理を行っている。
- 近隣住民や自治会、消防団、市町村役場等の関係機関、他の土地改良施設の管理者などと日頃から交流や情報交換を行っている。
- 緊急時に迅速な対応が可能なように土木建設工事業者と協定を結んでいる。
- 非常時の応急資材（土のう袋、ブルーシート、杭、ロープ等）やポンプ、スコップ、流入木を除去する道具等の備品を予め準備し、いつでも使える状態にあることを定期的に点検している。
- 業者と提携して、緊急時は土のう袋を直ちに納品してもらえるようにしている。
- 地域の防災組織と共同で防災訓練を行っている。
- 防災資料（ハザードマップ等）の配布により、日頃より防災への意識を高めている。
- 「農地・水保全管理支払交付金」を活用し、地域住民とともに水門操作実習を行うなど、地域住民とのコミュニケーションづくりに努めている。

（３）見回り・点検・管理記録

- 日常からこまめに見回りを行うことで、洪水吐の閉塞や堤体の損傷、用水路の漏水等を早期に発見できるようにしている。
- ため池上流の山林の状況を調査し、山崩れや鉄砲水のおそれがないかを確認している。
- 取水設備の点検・補修、洪水吐の清掃等を定期的に行い、それらの管理記録を保管している。

（４）草刈り

- 堤体や水路の草刈りは毎年時期を決めて受益者全員で行っているほか、管理者を決めて日常の点検の中で行っている。
- 堤体の漏水箇所等を見つけ易くするために草刈りを行っている。

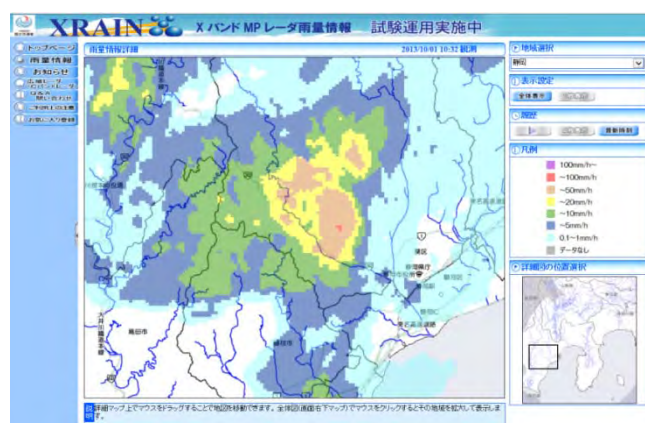
1-2. 特に重要な点

(1) きめ細かな降雨情報の入手・活用

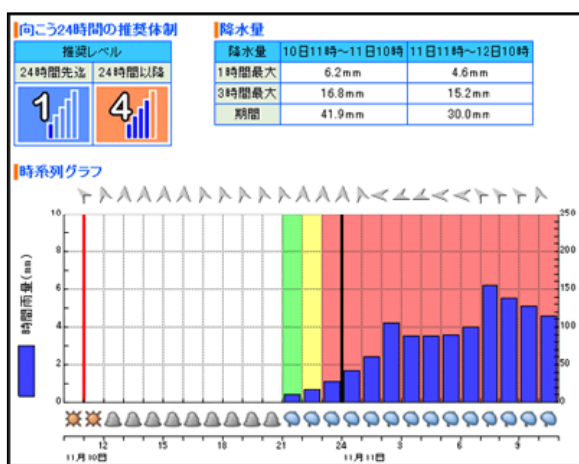
降雨などの防災気象情報は、気象庁や国土交通省、都道府県などがインターネット等を通じて提供しています。これらは無料で利用できます。

一方、民間の気象会社においては、空間的・時間的によりきめ細かな情報を、利用者のニーズに合った形で提供しています。有料ですが、気象庁のアメダス等ではわからない局所的豪雨等の予測情報の入手が可能であり、いわゆるゲリラ豪雨等への事前対応がしやすくなります。

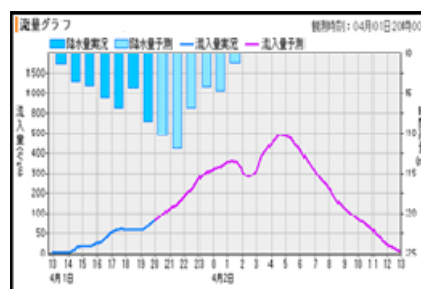
●レーダー雨量情報（国土交通省） <http://www.river.go.jp/xbandrader/>



●民間気象会社による防災情報サービス例



メッシュ流量分布



流量グラフ

防災気象診断

図 1 防災情報の例

(2) 管理記録、マニュアルの整備

各地で農業従事者の高齢化や利水者の減少等によるため池管理の人員不足や後継者不足が問題となっています。このため、従来のように昔からのため池利水者のみで対応することが難しくなっており、自治体、消防団、自治会等の外部の関係者との連携や、新たな後継者への円滑な引き継ぎが重要と考える管理者が多くなっています。このような際、ルールや手順、連絡先などを関係者間で「文書化」し、共有化していない場合、いざという時に共通の認識のもとでの円滑な協力が進まないおそれがあります。このことから、多くの管理者がマニュアルの整備や管理記録を重要と考えています。

マニュアル整備の例

A県 a ため池

ため池管理マニュアル

1 堤体の管理

(1) 草刈り等

草刈は、堤防の下流側法面、腰石積などからの漏水や、欠陥箇所を見つけ易くするため最低、年2回は励行し、下記3の井手浚いと併せて実施すること。

(2) 洪水吐の管理

洪水吐の流下能力を阻害する流木等は、取り除くこと。

また、洪水吐に角落し（板差し）及び土俵積みなどを行うことは、大きな災害につながりかねないので原則として撤去すること。

(3) 土砂吐ゲート（底樋）の管理

貯水量の急激な増減は、堤体の決壊にもつながる恐れがあるため、ゲート操作には十分注意すること。

また、長期間にわたり落水させていた後、一気に満水まで貯めないよう漏水等を確認しながら助序に貯水すること。

逆に、落水するときは、上樋から順に開けていき、徐々に水位を下げること。

落水後の点検等は、次のとおりである。

ア 通常の場合

土砂吐ゲートの点検のために数年に1回は落水し、土砂があれば計画的に除去すること。

イ 養魚している場合

魚を採捕した後、上記アの点検等を行うこと。

(4) 池内流木等の除去

強風及び大雨等による池内の流木及び浮遊ゴミは、洪水吐の機能を損なうので速やかに除去すること。

(以下略)